

トリニューモウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成20年6月6日(告示第914号) 一部改正

動生剤基準のトリニューモウイルス感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチンの3.5.2、3.5.3及び3.5.4に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。